

いばらき大使制度の運用について

1. 委嘱時の本人情報の確認について

ご本人から取得した情報に対し、原則として、客観的な確認を行います。

- (1) 会社等の存在の確認（特に会社経営者にあつては、会社の登記の確認等）
- (2) 所属や役職等の確認（会社等のホームページでの確認や電話等の問い合わせを実施）

2. 更新手続きの見直しについて

- (1) 大使としての協力依頼事項を具体的に明示し、「継続」・「退任」の選択制の意向確認を毎年行います。（以前は3年ごと）。
- (2) 大使継続の意向確認時に大使としての活動状況等も併せて報告してもらいます。（活動状況については下記3（2）のいばらき大使通信（仮称）にも活用）

3. コミュニケーションの活発化について

- (1) いばらき大使が集う交流会等を実施予定
- (2) いばらき大使の活動状況を共有できるよう、いばらき大使通信（仮称）を作成・配布予定